

財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十九号

財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

財政状況の公表に関する条例（昭和二十三年四月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「前条第一項」を「前条第一項」に、「外なお奈良日日新聞及び」を「ほか」に改める。

第六条中「外」を「ほか」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。